○法務省告示第五百六十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月三十一日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

株式会社三恵	愛知県弥富市鎌島四丁目七百二十三番地八	機械加工

第二号ハの表第一プレス工業株式会社の項中「溶接」の下に「、塗装」を加え、同表に次のように加える。

株式会社戸田建築工業	愛媛県西条市小松町大頭甲九十二番地一	型枠施工

○法務省告示第五百六十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月三十一日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

クリエイティブテクノロジー株式会社	静岡県浜松市浜北区中瀬五千三百番地の一	仕上げ

○財務省告示第三百十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年九月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十八年十月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年九月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	二○トン
四	一五、三○二トン
五	四九二トン
六	七五トン
七	六トン
八	三・二トン
九	二○、九五○トン
一○	四、二一六トン
一一	七、三七一トン
一二	三二、七七五トン
一三	二、八○○、七九三トン
一四	六○七、六二二トン
一四の二	三三○、四八九トン
一五	二七八トン
一六	二、八二五トン
一七	六五、四七五トン
一八	九、一八一トン
一九	六七○トン
二○	四七○トン
二一	一四、二六三トン
二二	一三五トン
二三	二、七六一トン
二四	六二トン
二五	○トン
二六	二、三二二トン
二七	八、三二六トン
二八	一トン
二九	一八二トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年九月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	二、八○○、七九三トン
一四	一八九、二八一トン

○財務省告示第三百十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年十月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十八年度の初日から平成二十八年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十二万千五百五十二トン

二　冷凍牛肉　十五万五千百八十七トン

2　平成二十八年度の初日から平成二十八年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　五万七千八百八十トン

二　冷凍牛肉　六万五千十七トン

○財務省告示第三百十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年九月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年十月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年度の初日から平成二十八年九月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　三十八万六千二百六十五トン

二　生きている豚及び豚肉等　三十八万六千二百八十二トン

○財務省告示第三百十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年九月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年十月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年度の初日から平成二十八年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　六万二千六百六十二トン

二　冷凍牛肉　八万七千八百六十三トン